

令和4年分農業所得計算書の書き方

農業所得計算書

令和4年分農業所得計算書 (市申告用)

住所・氏名など		
収入	経費	収入関連
経費		
専従者控除		

一表

※専従者控除の計算方法について

次のAとBのいずれか少ない方の金額
(専従者分の1円未満の端数は切り捨てる)

A: 専従者控除前の所得金額 ÷ (専従者の数 + 1)

B: 配偶者 → 86万円 その他 → 50万円

※専従者控除の対象者とされる親族については、
扶養控除の対象者にすることができません。
※二表「2. 事業専従者の氏名等」欄に専従者の方の
氏名、続柄、年齢、従事月数を記入してください。

1. 収入金内訳	3. 受取作業代・賃貸料等内訳
2. 事業専従者の氏名等	4. 支払雇人費 又は 作業委託料・ 小作料等賃借料内訳

二表

1. 収入金内訳・・・作物ごとに販売金額、家事消費金額を記入してください。

(記入例)

農産物 *1	販売先等 (該当するものを○で囲む)	収穫量 (kg)	販売金額 *2	家事消費 事業消費 *3
稲作	JA・市場・庭先販売 ・出荷組合	6,000	1,100,000	165,000
畑作	JA・市場・庭先販売 ・出荷組合			51,000
果樹	JA・市場・庭先販売 ・出荷組合		231,000	10,000
山菜	JA・市場・庭先販売 ・出荷組合			
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
合計			①へ 1,331,000	②へ 226,000

*1 農産物 一般的なものを参考として印字しています。

*2 販売金額 JA発行の米の精算通知書や、野菜の出荷伝票等を確認のうえ、記入してください。

*3 家事・事業消費金額 自宅で消費したり贈答用・事業用として消費した分を記入してください。

3. 受取 作業代・賃貸料等内訳

(記入例)

内容	相手方		令和4年受取金額
	住所	氏名	
作業代・賃貸料 その他(刈取)	馬場町9-25	鶴岡 太郎	225,000
⋮	⋮	⋮	⋮
受取金額合計			受取合計額を記入

※お米でやりとりしている場合、
俵数に1俵当たりの単価をかけた
金額を記入してください。

※受取小作料や地代等、土地に基づく所得は「不動産所得」です(申告書 表面の③へ記入してください)。

4. 支払 雇人費又は作業委託料・小作料等賃借料内訳

(記入例)

内容	相手方		令和4年支払金額
	住所	氏名	
雇人費・ 作業委託料・小作料 その他()	若菜町50-100	庄内 次郎	140,000
⋮	⋮	⋮	⋮
支払金額合計	雇人費分合計		→支払合計額を記入
	作業委託料・小作料等賃借料分合計		→支払合計額を記入

裏面へ

◎減価償却について

前年までの実績がある方には内訳を印字した「減価償却資産仮計算書」を同封しています。

(記入例)

減価償却資産仮計算書

行 番号	減価償却資産の名称等	面積 又は 数量	取得年月		取得価額	償却 方法	耐用 年数	償却 率	償却 期間	本年分の 普通償却費	特別償却費	本年分の 償却費合計	算入 割合	本年分の必要 経費算入額	未償却残高	摘要
			年 号	年 月												
1	倉庫 (木造)	1	平	14 3	4,000,000	定額	15	.066	12	40,000	0	40,000	100	40,000	40,000	均等償却
2	管理機	1	平	20 5	500,000	定額	7	.143	12	0	0	0	100	0	1	
3	コンバイン (持分1/3)	1	平	27 9	2,197,335	定額	7	.143	12	207,280	0	207,280	100	207,280	1	
4	軽トラック	1	令	3 1	1,204,000	定額	4	.250	12	301,000	0	301,000	80	240,800	602,000	
	田植機	1	令	4 7	1,300,000	定額	7	.143	6	92,950	0	92,950	100	92,950	1,207,050	

* 新たに取得した場合は空欄に記入してください。

* 廃棄した場合は線を引いてください。

* 合計金額を一表の⑩に記入してください。

*売却した場合は総合譲渡所得になりますので、申告書 表面の⑩に記入してください。

※減価償却の計算方法について

●平成19年4月1日以降に取得した場合 (定額法)

$$\text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{月数}/12 \times \text{事業割合} (\%) = \text{経費算入額}$$

(注参照)

●平成19年3月31日以前に取得した場合 (旧定額法)

$$\text{取得価額} \times 90\% \times \text{償却率} \times \text{月数}/12 \times \text{事業割合} (\%) = \text{経費算入額}$$

(注参照)

(旧定額法の場合)

減価償却費の累計額が取得価額の95%に達した年分の翌年以降は、「償却の基礎になる金額=取得価額の5%」となり、未償却残が1円になるまで5年間で均等償却を行います。

※5年間で均等償却とは… (取得価額-取得価額の95%相当額-1) ÷ 5 = 減価償却費

(注) 税制改正により、平成21年分の申告から農業用資産の耐用年数が変わりました。すでに取得してある (現在減価償却中の) 資産も耐用年数が変わっていますのでご注意ください。

◎主な農業用資産の耐用年数・償却率

耐用 年数	償却率		具体例
	旧定額法	定額法	
4	0.25	0.25	軽自動車 軽トラック パソコン
7	0.142	0.143	コンバイン トラクター 田植機 管理機 耕耘機 糞摺機 乾燥機
10	0.1	0.1	農業用ビニールハウス (構造により耐用年数が異なります)
15	0.066	0.067	木造作業所 木造倉庫

※その他の農業用資産の耐用年数・償却率についてはお問い合わせください。

※中古資産を取得された場合は、耐用年数・償却率が通常の取得の場合と異なります。その場合は、使用可能期間を見積り、その年数で償却率を計算することとされていますが、見積りが困難な場合は次の式によることができます。

(1) 法定耐用年数の一部を経過したものである場合…法定耐用年数-(経過年数×0.8)

(2) 法定耐用年数の全部を経過したものである場合…法定耐用年数×0.2

※計算した結果、2年未満となるときは2年とし、1年未満の端数があるときは切り捨てます。